

# 保育の質を向上させる保育内容についての検討

増田 吹子, 堂原 洋子

Thoughts about the Quality of Early Childhood Education and Care

Fukiko Masuda and Yoko Dohara

---

近年, 我が国において保育制度の転換や保育ニーズの高まり等により, 保育の質についての議論が活発になってきている。それに伴い, 政策としての保育の質の向上が言われるようになった。しかし, 保育の質の重要性については現代の保育制度の創成期から考えられてきたことであり, 従来の保育者達はその重要性を鑑みた上で保育にあたってきたと考えられる。そこで本研究においては, 幼稚園教育要領・保育所保育指針の変遷を手がかりに戦後の保育の変化を確認した上で, 我が国の保育の質についての先行研究や海外の研究を整理することで保育の質向上が求められるようになった背景及び保育の質がどのようなことを意味し, なぜ高い保育の質が重要なのかを明らかにすることを試みた。さらに, 現場での実践を分析することで, 保育の質の向上には子どもを第一に考える保育者の取り組みが基盤となることが確認できた。

**Key Words:** 保育の質, 保育・教育政策の転換, 保育内容, 保育現場の実践

---

(Received September 26, 2016)

## 1 問題の所在及び目的

待機児童の増加や保育制度の転換等が話題となる中で, 「保育の質」という言葉をよく耳にするようになり, 学会や専門誌においても保育の質に関する研究が目立つようになってきた。しかし, 保育の質とは何かということが明確に定義されないままに, 保育制度の中で言葉の表面だけを追っている感が否めず, 保育者養成校で将来保育者となる学生達を指導する立場にある者として, 保育現場において子どもをどう育てるかという本来の「保育の質」の問題に取り組む必要を感じたことが本研究の動機である。

そこで本稿では, 保育の歴史的背景を踏まえた上で, 保育の質が今なぜ問題となっているのかということについて確認し, 保育の質の重要性を明らかにすることを目的とする。さらに,

---

\* 鹿児島純心女子短期大学生活学科こども学専攻 (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

保育の質の向上は社会のニーズや制度の転換からもたらされるものではなく、保育現場の実践の中で子どもを目の前にしている保育者の努力によってもたらされるものであるという立場に立ち、質の高い保育を実践するための現場の保育者の取り組みについて考察する。

## 2 「教育要領」「保育指針」の変遷

「保育の質」を検討するに当たり、我が国において幼児教育・保育がどのように考えられ、どのような歴史を辿ってきたかを確認することは尤もなことであると考え。そこで、幼稚園教育要領・保育所保育指針の変遷を中心に、我が国における幼児教育・保育のとらえ方を確認する。

第二次世界大戦を機に、わが国はそれまでの多くの経験をもとにした新しい歩みを始めた。まず、1946年（昭和21年）に「恒久の平和を念願」するものとして「日本国憲法」が制定され、この憲法をもとに、教育や福祉についても法律が整備されていく。新しい日本の教育の基本を確立するため「教育基本法」が、将来を担う子どもの福祉を願って「児童福祉法」が1947年（昭和22年）に制定され、「幼稚園教育要領」（以下、「教育要領」）、「保育所保育指針」（以下、「保育指針」）に準拠して保育がすすめられてきた。「教育要領」「保育指針」に示されている保育内容が、その制定以来どのような流れの中で今日までに至っているのか、民秋（2008）を基に概観する。

### (1) 「幼稚園教育要領」の変遷

幼稚園は、1948年（昭和23年）に制定された「学校教育法」に組み込まれ、学校教育体系の一環として学校の一つとして最後尾に位置づけられたが、2006年（平成18年）の改正では、学校として最初に位置づけられている。また、「教育基本法」においても2007年（平成17）年、家庭教育や幼児期の教育についての条文が新たに設けられた。その趣旨は家庭教育や乳幼児期の教育を社会全体で考えていこう、支えていこうということである。

文部省は、幼稚園教育について、1948年に「保育要領－幼児教育の手引き－」を発刊し、その方向性を早々と示した。そこには現在の幼稚園教育・保育所保育のあり方のために、2つの示唆がある。一つは「幼児の保育内容」として12項目をあげ、それに「楽しい幼児の経験」と副題をつけ、保育内容は楽しいものでありそれらは経験としてとらえられているということである。二つは、「幼稚園における教師や、いろいろの施設において幼児教育に当たっている人々や家庭の母親たちは…」と、保育所や家庭にも利用されることを意図していることである。

1956年（昭和31年）に、「保育要領」は「幼稚園教育要領」に改訂された。その要点の一つには小学校との一貫性を持たせるようにしたことが挙げられる。また、保育内容として「健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画制作」の「6領域」が示され、学校教育とは性格を大いに異にしているため、計画や方法を同じように適用すれば幼児教育を誤る結果となると説明している。次に、この教育要領は1964年（昭和39年）に第1次改訂が行われ「告示」として公示され、1989年（平成元年）に第2次改訂をみる。この時、6領域が小学校の教科に準じている等の誤解を避けることや新しい視点から「5領域」に変更し、幼児教育の「ねらい」を、「幼稚園

修了までに育つことが期待される心情、意欲、態度など」と保育の特質を示している。1998年(平成10年)には第3次改訂が行われ、「生きる力の」基礎を育むこととして、指導計画作成上の留意事項に子育て支援のために地域の「幼児教育のセンター」としての役割や、教育課程に関わる教育時間終了後の「教育活動(預かり保育)」の指導体制整備について言及している。そして、2008年(平成20年)の第4次改訂では、発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実・幼稚園生活と家庭生活の連続性を踏まえた幼児期の教育の充実・子育て支援と預かり保育の充実の3点がポイントとなった。他にも、食育の一層の充実も課題として挙げられているが、これは親(家庭)をとりまく社会の動きに対応したものであり、社会的要請に応える体制の充実の必要性があるとしている。

## (2) 「保育所保育指針」の変遷

では、「保育所保育指針」はどのような流れを辿ってきたのか。「児童福祉法」が制定され、保育所は児童福祉施設の一つに列せられた。保育内容は「健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、…健康診断を含む」とある。保育所保育指針が制定されたのは、「教育要領」第一次改訂の翌年1965年(昭和40年)であり、「養護と教育とが一体となって豊かな人間性をもった子どもを育成する」ことを基本的性格とし、「望ましいおもな活動」を保育や年齢ごとにとらえ、「4歳以上では、幼稚園教育要領の6領域におおむね合致するようにしてある」と示している。以降、「保育指針」は1990(平成2)年に第1次、1999年(平成11年)に第2次と「教育要領」のそれに1年遅れで改訂を重ねてきたが、教育にかかわるものは「教育要領」に準ずるというものであったため、要領の変更に伴い指針も変更されてきた。その中で「保育指針」も6領域から5領域へと変わったのである。ここでも「養護と教育の一体化」は重視されたが、その説明が不十分だったため、現場においては理論と実践の間に混乱が見られた。1999年(平成11年)の2次改訂のポイントは、1つが保育内容の「年齢区分」から「一人一人の乳幼児の発達過程として理解する」ことを確認・期待し、「発達過程区分」と称せられことになった。しかし、これも十分に理解されたとは言い難く、さらに「心情、意欲、態度」の習得についても何らの説明もない。2つ目は、子育て支援を保育所の役割として明記したことである。そして、これらの流れを受けて2008年(平成20年)の第3次改訂となる。「保育指針」はこれまでの「通知」から、大臣の「告示」となり法的拘束力の強いものとなり、「児童福祉施設最低基準」として位置づけられた。この背景には、都市化や核家族、少子化からの社会のニーズを保育所が役割として果たすこと、質の高い保育を行うことが求められているということがある。そして、この保育の質を高めるために大綱化が図られている。基本的に変わらないもの、変えてはいけないものは、先のをしっかり踏襲しており充実した内容ではあるが、保育内容についての議論不足や、「心情・意欲・態度」についても説明不足がみられるなど、若干の課題も残っている。平成30年の改訂に期待したいところである。

## (3) 子育て環境の変化と保育行政の動向

改訂の流れとその内容の理解に当たり子どもと親を取りまく環境の変化と保育行政の動向について触れておく。環境の変化については、1965年(昭和40年)頃から、高度経済成長の影響

を受けて社会は大きく変わり、都市化は地域社会における人と人とのつながりを疎遠なものとし、孤立化した親と子を数多く生み出してきた。また、核家族は祖父母と触れ合い共に生活する場を奪い、世代間の生活文化、育児文化、生活の知恵の伝承を困難にし、高齢者への敬愛の念やいたわりの心をもつことの日常的体験が乏しくなった。

少子化においては、家庭でのきょうだい関係の経験、地域社会にあっては遊び仲間の確保が困難になり、協力して遊ぶこと、けんかを通して自己主張の必要性を知ること、弱者へのいたわり、相手への思いやり、喜び悲しみ等の実体験の機会が減少している。このような環境の変化は「親の養育力の低下」を招き、保育のニーズが量的・質的に増加することとなった。

次に戦後60年を経た保育行政の動向であるが、長期間のため様々ある中で保育所については以下の2つを取り上げる。まず、1998年(平成10年)、「児童福祉法」改正によってそれまで措置施設であった保育所は利用(選択)施設に変わり、保育所は利用者によって選ばれることになったことである。次は、2001年(平成13年)に保育士資格が法定化されたことである。保育士は「保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」(法18条の4)とし、かつ「保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない」(法18の23)規定された。幼稚園については、1998年(平成10年)の改訂で、子育て支援と長時間保育に関する項目が上げられ、幼児教育のセンターとしての役割と預かり保育について適切な指導体制を整えることについて言及している。

### 3 これまでの「保育の質」の捉え方

#### (1) 質の高い保育の必要性

秋田(2016)は、質の高い保育の必要性について以下の様に述べている。

##### ①生涯の基礎を培う乳幼児期の教育

乳幼児期は、ヒトの生涯で最も短期間に心身ともに著しい変化を示し、成長変容する時期である。この時期の子どもの健やかな心身の育ちの重要性を、一般の多くの方は自身の子育てを通して経験的に理解している。また、時にその健やかな環境が何らかの要因で剥奪され、欠損した状況において育った子どもの心身に何が生じるのかを明らかにすることの重要性が、発達心理学や小児医学の領域等では古くから指摘されている。これは一人の人が人として育っていくための必要条件を説くのに重要な事例である。

しかし、近年では、乳幼児への保育・教育政策に国や自治体が公的資金を投入することが社会政策としても効果的であることが、ノーベル経済学賞受賞者で米国ワシントン大学のヘックマン教授らの研究(Hekkman, 2015)や、米国ラトガーズ大学の教育経済学者バーネット教授の研究(Barnett, 2010)によって明らかにされている。それらの研究では、就学前の経済的に恵まれない子どもたちを対象に、特定の教育プログラムを受けるグループと受けないグループとを設けて、20年後に比較調査した。結果、教育プログラムを受けた子どもたちの方が後の犯罪率の低下や社会保障費受給率の低減につながったという。その研究では政策投資に対してどれだけの返報効果があったかについて、以下のように報告されている。つまり、社会全

体にもたらす経済効果の大きい政策として就学前教育投資が認められてきているのである。1ドルを幼児教育政策に投資すると、21歳では7倍、40歳のときには16倍の経費節減になるという試算もなされている (Melwish, 2015)。1980年代から、貧困階層の子どもへの幼児教育にはじまり、その後、中上位階層子どもでも幼児教育の効果は将来に亘ってみられるということが示されはじめた。それは個人的な効果だけでなく、社会全体の出費の長期的な節約にもつながるといふ見方が生まれてきた。

これらの研究から見えることは、小学校以上の教育を受ける子どもたちの経済効果についても全く同様の考えに立つことができると思われるが、そのように考えると幼児だからということで、驚くこと自体に問題があるのかもしれない。つまり、幼児の力についての理解が遅れていたことが大きな要因ではなからうか。逆に言えば、幼児を立派な一人の人間として見てこなかったのではないか。

## ②社会的情動的スキルを育む幼児教育

次に幼児教育が育む社会情動的スキルに目を向けたい。Bartik (2014) は、「幼児教育プログラムが予測した効果」について発表しているが、その効果が小学校3年生で低下する特徴がみられる。しかし、その効果は大人になってから再び現れるというもののだが、これは非認知スキル (社会情動的スキル) というライフスキルは、就職して他者と働く中ではじめて効果が表れると考えられていることによるものである。つまり、乳幼児期の教育効果はいわゆる学業の成果だけではなく、ライフスキルを育て、職業人や社会人として必要なスキルの基礎を培っていると指摘されている。また、Schoon et al (2015) は、アメリカやヨーロッパを中心に長期的な追跡縦断研究を行い、1970-80年代に集めたデータをメタ分析し、幼児期のどのようなスキルが成人後のどのような指標との関連性があるのか、またその効果の大きさについて結果を示している。その主な結果について秋田 (2016) は、以下の様に要約している。「5歳までの幼児教育において培われる自己調整 (制御) の力や自分が行動主体であるという主体性の感覚が、さまざまな教科や領域の内容についての知識を越えて、生涯にわたる人生後半の成果につながる予測因となること、そしてそれは認知的能力の高さとは独立に影響を及ぼすものであることが明らかにされている。つまり、対人的関係において自己調整能力や情緒的安定性、意欲や自信をもって行動できる力、そしてスムーズにコミュニケーションをとり、人とうまくやることができる力が、いわゆる知的な能力とは別な力として生涯において重要だという結果である。そしてそれはいわゆる、ヒトの成長メカニズムに備わった生得的なもののみではなく、同年代の子どもたちが集団で受ける幼児教育の中で培われるものである。」この他にも、情動的安定性が心身に及ぼす影響や、言語力は様々な成果を促進すること、数学的能力は学業達成や社会経済的な地位へ影響を及ぼすことが示されている。集中して課題に取り組むなどの幼児期の実行制御能力が学校での成績や行動に影響があることが示されつつあり、社会的スキルは、将来家族を形成できるか、親になれるかどうかの予測因であり、また、アルコール中毒などのリスク要因低減にも影響することが示されている。

## (2) 保育の「質」研究への国際的動向

### ① 「質」を問う時代への転換

「質」を問う時代への転換について、秋田らは(2007)以下の様に述べている。初等教育以降の教育は、教育内容や評価が第三者の目に明確な教育法と呼べる(Bernstein, 1985)が、それに比べ幼児教育は見えない教育法といえる。それは子どもの発達の個人差に応じて、暮らしと遊びによる総合的な活動を通した方法を中核にしているからである。保育において特に「質」の話題が近年活発に議論されるのは、小学校以上のような基準や目標が外部に見えにくいという教育方法の根源的な特質によるところが大きい。

国際的には第二次世界大戦後、働く母親たちへの社会福祉政策や男女共同参画社会への手だてとして、また就学前教育の必要性への認識から、受け入れ機関の充実という量的問題への対応に各国は共に取り組んできた。わが国では都市部において待機児童問題等量的問題は残ってはいるが、先進国や少子化問題を抱えるアジアの国々では保育の中心的議論が保育の質の問題へと移行してきている。そして、多様な保育制度や保育機関の設置により、子どもが受ける保育の質に格差が開いてきていること、また、今後の知識社会の知識や労働を考えた時に、乳幼児期の保育・教育への公的教育投資が、社会的にも経済的にも大変有効な政策手段であることが英米での教育プログラムへの縦断的研究等から実証的に(例: NICHHD, 1999, Sylva, 2006)示されている。世界的にみれば現在ほど乳幼児教育に公的投資がむけられる時期はなかったといわれるように、社会全体が保育のありかたを重視する時期にきている(OECD, 2002)

それは、保育の質の保証という観点からの評価のあり方が、先進諸国で1980年代から大きな問題としてクローズアップされ議論されるようになってきたことによる。「質」は相対的概念であり、多元的な内容を含んでおり、全体として政治的、経済的、社会・文化的価値の次元を包含する内容でもある。

政策レベルから言えば国、地方、地域、各個人レベルにおける問題があり(Moass, 2007)、そのそれぞれに応じて、保育制度や制度的構造、カリキュラム、実践のありかたや環境、保育者の資質等の問題がすべて、質の問題として語られてきている(elhuishu, 2001; Zaslow& Beck, 2006)。また保育課程の問題として言えば、目標設定、目標管理、実行、目標に基づく評価の各過程に関する問題があり、広がりや深まりと位相から、主体や方法をめぐる議論がある。また、同時に保育の質は評価の概念としても扱われている(Moss&Pence, 1944)

### ② 質への2方略と2つの保育カリキュラムの伝統

OECD (2001) は、国レベルでの政策として2つの方略が、よりよい保育の質への改善と重要であることを指摘している。一つは国家政策として効果的な統制、規制を行うことであり、もう一つは各地域や園等での自主的な参加による質の改善であり、マクロとミクロ、トップダウンとボトムアップな方略として、この両者は相互補完的である。具体的に言えば、それは、国として保育をどのような機能として位置づけ、どのような保育の方向性をどの程度強く示すのかである。それによって物理的な環境や保育者と子どもの比率、保育者資格、教育プログラムの基準等を出す「構造の質」ということである。

これをさらに具体的に言えば、OECD諸国では英語を使用する国やフランスでは保育を就学

準備として捉える伝統に立っており、それらは初期の読み書き算数やテクノロジー技術等、子どもの認知発達に焦点をあてている。それは近代経済社会の中で不可欠な経済労働資本として、読み書き算数やIT技術を考えるからである。

これに対し、社会的ベタゴジー（ヨーロッパ諸国で普及している教育と福祉を縦横断する社会的教育学）の伝統は就学準備を越えた目的を持ち、あらかじめ計画され標準化されたカリキュラムではなく、各園が自分たちで教育の価値と実現すべきことを明確にするというスタンスでホリスティックなアプローチをとる。

### ③保育の質と評価の問題

保育の質に保育者の専門性が影響することは言うまでもない。多くの国の政策において保育者の資質向上と高学歴化政策が進められている（OECD, 2006）。また、一方でEarly et al（2007）は、米国での7つの大規模調査から、保育者の学歴年数という要因が保育の質も子どもの学業への効果もあげていないことを統計的に示している。それは多様な要因が関与しており、大学卒の学歴が保育者の資質に十分つながるような養成教育がなされていないという問題、あるいは資質はもっていてもそれが園で発揮できるサポート環境が準備されていないという問題、短期間でやめる離職者が多いことから高学歴化を進めてもその効果があまりみられないという問題等を結果の解釈として指摘している。

### ④実践の事実から保育の質を問う

一方でこれらのアプローチとは異なり、理念的、思想的に保育の質をめぐる議論がある実践の事実に基づいて行おうとする研究者もいる。それは、保育実践や園、州のプロジェクトを実際に観察し質的に語るという方法をとる。Fuller(2007)は、保育における自由市場化によるサービスの原理を中核とした園の選択制が、恵まれない子どもたちにより不利益を生み出していることを指摘し、構造的な一般化や標準化カリキュラムに対抗して、州の自治による市民社会化の実現、地域による多元主義の方向性が必要であることを主張する。それらは、子どもの発達を問題の焦点にした議論ではなく、その問題の根底にある、地域や家族との連携の中で子どもを育てていくという民主主義思想の実現を目指すのであり、選択性や市場化の広がりが各地の子育ての文化を奪っていく問題を指摘している。大規模調査ではなく、親や子どもの多様な声を取り出す各地域での試みの重要性、そしてそれらの声を明るみに出していく研究者の役割の重要性を指摘する。

## (3) 日本における保育の「質」とは何か

### ①質の捉え方の前に

秋田（2016）によれば、諸外国の研究に対し日本ではエビデンスに基づいた研究は存在せず、保育政策が重要視されはじめたのは、子どもの育ちへの寄与といよりは選挙対策の一面があり、それは今も変わらない。そのために、保育への社会的評価は低く保育者の待遇の低さにもつながっている。2011年の各国のGDP（国内総生産）に占める、就学前教育への公的投資と保護者の個人負担を併せた割合は、参加国平均0.6%に対し日本は0.2%であり、しかもその半分以上は個人の家計から支払われている。経済格差という言葉が横行する現代にあって、全ての子どもの健全な成長という視点から考えることは急務であるとし、今、保育を語る視座の問題と

して、以下の様に述べている。

ヒトの最初期に関しては、発達脳科学や小児医学等の研究の急速な発達によって、現在では、胚子、胎児からすでにその発達のメカニズムやプロセスが解明されはじめており、それらの最先端科学は、ヒトの睡眠や摂食、運動などを遺伝子レベルから系統的に明らかにしてきている。このような乳幼児の発達メカニズムの解明を行う発達科学と、乳幼児の保育実践のあり方を解明するシステムの視点、そしてそれらを社会的な政策の課題分析と関連付けて検討をしていく回路が必要である。保育の質や保育実践、保育制度のあり方が、子どもたちの発達に与える影響や、国の公的財源投入がもたらす社会経済的効果についても、国際的にはこの20年間ほどの間に多くの知見が報告されている。しかし、わが国においてはこのような縦断研究もなく、英語での最新の研究成果の報告書は一般の人たちに届くこともない。つまり、最新のエビデンスに基づく自然科学・社会科学の研究結果が、子育てや保育に関わる人に届くことが少ないのである。

## ②保育における「質」の必要性に関する議論の源泉

我が国では少子化、核家族化等の社会状況や種々の保育政策の導入を受け、保育所や幼稚園に求められる社会的役割が増している。それに伴い、保育業務の量的拡大が求められる一方で、保育を通じて提供される「質」への関心も高まっている。しかし、「質」の必要性に関する議論は多元的であり、必ずしも一致した「質」について論じているとは言えない。まず、国内における保育の「質」の源泉について考察する。

秋田(2016)は、保育の「質」について二つの立場から説明している。第一は、保育を「サービス」の一つに位置づけた上で、サービスとして提供される内容を「質」とする立場である。これは、サービスの受け手である利用者の期待・要求をどれだけ満たしているかによって判定されるという、一般の商品の品質と同じ考え方である。これは、「親による選択」「保育所間の自由競争」をキーワードにした保育制度の「自由化」論はサービスの提供から内容水準の維持までを、市場原理にもとづく自動的な決定に委ねようとするものである。我が国は従来「保育の質」の解釈は、保育の条件基準と深く結び付いたものであり、保育者の個人的な資質-経験・専門的知識・人柄が決定的な要素であるとされていたが、これらが相対的に軽視されていると述べている。

第二は、保育を「専門性を有する営み」と捉え、専門家である保育者によって行われる保育実践の内容を「質」として問うている。これは、「子どもにより豊かな発達を促す保育とはどのようなものであるべきか」を問うものであり、「最低基準」とは区別され、従来の「最適基準」に盛られた可視的、物理的項目よりも、保育の内容やカリキュラムに一步踏み込んで、そのありべき要件を提示しようとするものである。つまり、養護的意味合いよりも子どもの社会的・情緒的・知的発達を、意図的、効果的にうながすような教育的プロセスが確保されるものとして、保育者のニーズよりも子どもの発達を中心に捉える考え方である。だから、どの立場で保育の「質」を議論するか明確にする必要がある。そして、昔も今も保育にかかる費用の問題や、特に昨今の待機児童問題になると、子どもの発達促進、子どもの最善の利益という視点は希薄になる傾向にある。時代の必要に対応していかなければならないが、保育者として忘れてならないのは、保育者が専門性を発揮して、幼児期にふさわしい生活を保障し、幼児一人ひとりの



発達の特성에応じて、幼児自身が主体的に環境にかかわる「遊び」を通して総合的に指導を実現していくことである。

### ③「保育の質」が求められる背景

我が国において保育の質に関する議論が活発になってきたのは1990年代以降である。CiNiiで「保育の質」と検索すると、最も古いものとして福井（1972）の「描画における概念画について(1)」が挙げられるが、これは子どもの認識と表現の発達を主にしたものである。保育の質自体を考えるものとしては、岩堂ら（1991）の「保育所乳児の発達過程の評価－保育の質の向上をめざして－が最も古いものといえる。その後、1990年代には35本、2000年から現在にかけて355本の論文が検索結果として表示される。それだけ、1990年以降、特に2000年に入ってから保育の質についての研究が進んでいることが窺える。

では、なぜこの時期から保育の質に注目が集まるようになったのだろうか。金田（2000）は「ここ数年前から、わが国においても、にわかに保育の質が保育の課題としてとりあげられるようになってきた」と指摘した上で「多分に保育政策絡みで保育行政当局（厚生省）の主導で発せられてきたというのが当たっているであろう」と述べている。つまり、1998年の児童福祉法の改正・施行により保育所への入所が措置から契約へと転換し、保護者が保育所を選定する際にその質を問うようになり、「保育の質」が議論の対象とされるようになったということである。

また、大宮（2006）は、わが国の保育所制度はヨーロッパの多くの国と同様に公共原理に基づくものであり、公共原理に基づく保育所制度においては、保育の提供の責任は国や自治体にあると述べている。つまり、保育の質は国や自治体が保障するものであるということである。大宮は、我が国の保育所制度が市場原理に基づくものに転換しようとしているとし、市場化がコストダウンに直結していることを指摘し、「市場化に対して保育関係者が抱く不安は、保育の市場化が保育に何をもたらすのか、とくに子どもの発達に必要な水準の保育サービスが供給されるのか、という点にある」と述べている。つまり、それまでは国や自治体が保障していた保育の質が、保育制度が市場原理に委ねられコストダウンを目指すことにより低下するのではないかという不安が生じたということである。

さらに、泉（2008）はドイツで2001年の「PISAショック」を契機に教育議論が活発化し、園で独自に取り組まれていた就学前の保育に共通のカリキュラムを導入する方向に議論が発展したように、「学校教育の『学力論争』がなんらかのかたちで就学前の保育・教育にも影響をおよぼしている」と指摘している。また、各国が1975年の国際女性年以來、女性の社会参画にとまない保育サービスの拡充に取り組み始める中、先述したようにOECDの教育委員会が保育の質改善をテーマとし、1998年3月に「幼児教育・保育政策に関する調査（A Thematic Review of Early Childhood Education and Care Policy）」プロジェクトを補足させたことなどを例に挙げ、「経済界（OECD）からは、新しい時代（21世紀）における人材育成（人的資本）の視点から、『生涯学習』の第一ステージとしてのECECに対して、『人生の始まりこそ力強く（Starting Strong）』（幼児教育・保育への投資は、重要な社会目標の達成に貢献する）と、就学前の保育・教育に熱いまなざしが注がれているのである」と述べている。つまり、国の経済政策の一環として幼児教育・保育の質の向上が求められているとも考えられる。

このように、保育制度が措置から契約へと転換したこと、公共原理に基づくものから市場原

理に委ねられるものへと転換しつつあること、経済政策の一環として捉えられるようになったことなどが、保育の質についての議論の活発化の背景にあると考えられる。しかし、果たして保育現場で日々子どもと生活を共にする保育者たちは、国の政策に基づいて、または経済効果を考えて保育の質を捉えてきたのだろうか。目の前の子どもたちの「より良い育ち」を願い、「より豊かな経験」ができるように努力を重ねているのではないだろうか。

筆者らは様々な研究を参考にしつつも、先述したように実践の事実から保育の質を問う立場に立ち、これまでの保育実践の積み重ねを大切に、保育実践や園を実際に観察し質を考察するという手法をとり、以下の事例から保育の質を検討する。

#### 4 現場での取り組み

これまでの保育実践の積み重ねを明らかにするために、実習の訪問指導などで訪れたことのある園の中から特徴的な保育を行っている園を訪れ、保育についての考え方や保育内容について各園の園長や主任を対象にインタビュー調査を行った。

##### (1) S 保育園（都城市） 主任

###### ①保育についての考え方

脱いだ履物を揃える、使った物を元に戻す等の小さいことを見逃さずに当たり前のことを当たり前にできるようにしている。保育の質を高めると言われるが、そのためにとり立てて何かするわけではなく、当たり前のことを今まで通りに当たり前に続けている。ここで言う、「当たり前のことを当たり前に」とは生活習慣の確立、自立を指しており、勉強ができるのとは違う、本当の意味での「賢い大人」に育つよう考えている。

###### ②特徴的な取り組み

2歳児から掃除に取り組み、自分達の使う場所を自分達で綺麗にするという経験を積む。筆者が訪れた際にも、雑巾で保育室の戸のレールを黙々と綺麗にする子どもの姿や複数の子どもが横一列に並び保育室の後方から前方までまっすぐに拭いていく様子が見られた。3歳児からは、給食の際に汁物も含め給食室に取りに行き配膳する。汁椀が5つ程度載ったトレイを2人でもち、バランスを取りながら保育室まで運んでいる。4歳児からは、自分で靴を洗う。自分のものは自分で準備するというを理解し、靴を洗うことで洗った気持ちよさを感じられるようにしている。

また4月を「繰り返しの月」と捉えている。0～5歳児の全ての年齢において、トイレのスリッパを揃えること、事務所に入る時は「失礼します」と言うこと、気を付けと休みの姿勢等の園にたくさんある小さな約束を確認し、確実に身に付けられるようにしている。

発表会の際には、担任がクラスの指導をすることが一般的だが、特に年長クラスの担任だけに負担がかかることを避けるために担任以外の保育士も担当曲をもつ。このような取り組みを通して保育士同士が助け合う雰囲気が醸成され、他クラスの保護者まで全保育士が把握できるほどに連携がとれている。

###### ③成果

進学先の小学校の先生方から、子どもが落ち着いており入学式の日「S 保育園の子」だとわかる、靴を揃える・傘を丸める等の生活習慣が身に付いていると言われる。また、保育士同士が助け合える働きやすい職場であるため、保育士の平均勤続年数が13年となり、若手からベテランまでバランスのとれた職員配置となっている。

## (2) S 保育園（北九州市） 園長

### ①保育についての考え方

現園長は長年児童相談所などで心理判定員として働いていた経験をもつ。保育士となって以来、好き嫌いをなくす使命感から出した物を無理にでも子どもに食べさせることや一斉保育が中心となっていることなど、当時保育の世界では当たり前とされていたことに違和感を覚え、子ども一人ひとりを本当の意味で大切にするという発想に基づいて園のやり方を改善しようという努力をしてきた。

### ②特徴的な取り組み

先述の経験から、食事のあり方から改善に取り組み、食べることを楽しむ食事を大切にできるようにしている。保温鍋を購入し、汁物は保温鍋を使って保育室まで運ぶ。そうすることにより温かいものは温かいまま美味しく頂くことができている。また、子どもの24時間の生活を考えた場合、7時に登園する子どもと9時に登園する子どもでは当然朝食の時間が異なるため、昼食時の空腹の感じ方には大きな差がある。そこで昼食を2回に分けて摂るようにし、子どものペースに合わせて食事ができるようにした。そのために、各保育室にランチルームを設営し、食事をしている子どもがいる間も他の子どもが遊べるようにしている。

また、カウンセリングマインドを特に重視し、職員同士もカウンセリングマインドをもってかかわり合うことで子どもに対しても一人一人を大切にするという気持ちをもてるよう、研修や職員会議等で話し合いを重ねている。北九州市では保育士の研修権が保障されており、年間12日まで代替の保育士を用意できるようになっている。職員には積極的に研修に参加するように促し、少しでも子どもと離れて考える時間を作っている。改善の途上にあつた平成元年に保育所保育指針の改訂があつたが、すぐに保育が変わるわけではなく、研修等を通して少しずつ変わってきた。

### ③成果

職員同士のカウンセリングマインドを大切にした結果、平均勤続年数は10年を越え、保育士が結婚しても辞めない働きやすい職場になった。

## (3) O 幼稚園（鹿児島市） 園長・主任

### ①保育についての考え方

5年程前に保護者から園の特色を尋ねられることをきっかけに、「知・情・体」をバランスよく育てることを考え、そのためには基本である5領域に忠実に教育を行おうと考えた。園に音楽や体育などに力を入れる園は、子どもができるようになるということが目に見えるためわかりやすいが、5領域を深めることは簡単ではない。そのため園内研修を繰り返し、話し合う時間を密にとり、勉強を重ねてきた。また、物が溢れる現代社会の中で、昭和時代のような物が

なくても自分達で作りますという雰囲気を大切にしたいと考え、大人が全部設定するのではなく、子どもが自分で考えることを重視している。

#### ②特徴的な取り組み

毎年、お店屋さんごっこに取り組んでいる。従来は、作った物を紙のお金で売り買いするという、どこの園でも見られるようなやり方で行っていた。5領域を重視し始めてから、子どもが気づき、興味・関心・意欲をもち、触れる・見る・経験することができるよう、本物に近いものをその場で作るという形の遊びに変えていった。畑で様々な野菜を収穫し本物の野菜に触れる経験をできるようにするなど、より本物に近いものを作るためにどう保育を設定するかを考える。そのためにも、毎日終礼と学年リーダーの会議を行い、職員同士が密に話し合う時間を確保している。お店屋さんごっこは年長児が店員、年中年少児が客となり、年に3回行われるが、その都度年長の子供達と一緒に話し合い改善方法を考え、子供達自身の力で改善に向かうようにしている。

また、入園動機アンケートや全保護者を対象にした園の評価を行い、次年度以降の教育の改善に生かすようにしている。

#### ③成果

先生がお手本を見せると後は自分達でやりますが、一度並んでピアノの練習をする経験をすると次から自分達で並ぶなど、自分達で考えてやろうとする姿が増えた。引っ込み思案で人前に出ることを嫌がっていた子どもも、お店屋さんごっこの後には自分から人前で発表することを申し出る姿もあり、子ども達の意欲が育っていることがわかる。描画の中には友達が多くなり、人間関係も豊かになっていることが窺える。また、意欲的をもって園生活を過ごす子どもの姿を見て、職員の意欲も高まり、自分から何を提供しようか考えアクションを起こすようになった。

さらに、このような子ども達の姿が保護者にも伝わり、園の評判が高まり、少子化が進行している中で8年前54名だった園児数が175名にまで増えた。

### (4) Y保育園(鹿児島市) 園長・主任

#### ①保育についての考え方

障がい者施設を本部とする社会福祉法人の設立であり、障がいがある人もない人も同じように生きていけるようにという思いの下に運営されてきた。また、開園当初からずっと、子どもの心に寄り添った保育を大切にしている。子どもの心に寄り添うというのは、よく言われることではあるが、本当に子どもが子どもらしくいられることを大切にしている。そのため、園庭にある木に登ることや穴を掘ることなど、他の園では禁止されるようなことでもほぼ禁止にしない。その代わりに自分で考えて行動することを重視し、職員と子どもがかかわり合いながら一緒にルールを作っていく。また、園は子どもにとって「おうち」にはなれないが、長い時間を過ごす場所であり「おうち」の次に安心できる場所でありたいと考え、「楽しく遊ぼう、みんなのおうちで!」をキャッチフレーズにしている。

また、子どもが子どもらしくあるために、子どもは本来聞き分けがないものと考えている。実際に、言い聞かせてわかる子どもとわからない子どもがいる。言い聞かせてわからない子ど

もに、皆がしているからしないといけないというようなことは通用せず、個々に応じた言い方をするので徐々に聞き分けができるようにしている。所謂「おりこうさん」であることは子どもに求めている。ここでも、子どもの心に寄り添うことを重視している。

## ②特徴的な取り組み

園が子どもにとって安心できる場所であるために、保護者に家庭での子どもを聞いて園でも同じ呼び方で呼ぶ。また、職員同士も子どもが職員に対してもニックネームで呼び合う。就学後は先生と子どもという線引きが必要だが、就学前にはそれよりも親しみをもてることや安心できることが大事だと考える。

園舎は、梅雨が長く灰が降ることがあり外で遊べない日の多い鹿児島県の気候を考慮して、石畳の廊下を設置するなど屋内を走ることを禁止しないで良い造りになっている。異年齢保育を行っている3・4・5歳児の部屋の中には、段を作って周りより低い空間を設けている。その部屋は1・2歳児が使うこともあり歩けない子どもが手の力で登ろうとする、段差の大きい部分と小さい部分があるため子どもが自分の力に応じて登ろうとするといった姿が見られ、室内でも身体を使う機会になっている。

また、特別養護学校や法人内の障がい者施設から障がいを持つ人が園を訪れ、日常的に子ども達と一緒に遊んだり給食の配膳をしたりして自然に子どもと一緒に過ごしている。在園児の中にも障がいを持つ子どもが多く、現在は他の園で入園を断られた重度障害の子どもも職員が研修を受けて痰の吸引をできるようにした上で受け入れている。ほとんど反応のない子どもであるが、子ども達は障がいの有無など気に留めずに話しかけながら一緒に遊んでいる。

また、児童福祉施設最低基準を越え、現在は81名の園児に対し保育士を20名配置している。そのことにより、子どもにしっかり寄り添えるようにと考えているが、現在はそれでも足りないと感じることもある。

## ③成果

園が子どもにとっても職員にとっても居心地の良い場所となっていることが、結果的に発表会などで子ども達が頑張る姿につながっている。卒園生の保護者から、他の子どもが障がいのある子どもを避ける中で自分の子どもは自然にかかわっていたという話が聞けたように、園が子どもの心に寄り添うようにしていることで、子どもが相手に寄り添える人に育っていると感じられる。

## (5) 現場の取り組みについての考察

今回は計4園の保育所・幼稚園で話を聞いた。園の特色は様々であったが、どの園でも言えることは要領・指針の改訂などの国の政策に基づいて保育の質の維持・向上に努めてきたわけではないということである。子ども生活や育ちを中心に保育を考えた結果の取り組みが、保育の質の維持・向上につながるといえる。

また、〇〇式等の人目を引くような取り組みでなくとも、当たり前のことや基本を大切にしたい保育が子どもの成長に資することが確認できた。一人一人に寄り添う、5領域を大切にすると等、保育の現場において当然とされるようなことを深く考え、実践することの重要性を改めて認識することとなった。その一方で、1園で入園者数が大幅に増加したことを除いては、数字で示

される成果はなかった。改めて、見えない教育といわれる幼児教育（保育）の結果を見えるものにする事の難しさも浮き彫りとなった。

さらに、規定を超える職員配置や保育者同士の連携が取れていることなど、保育者にとって職場環境が良いものになっていることが4園に共通していた。このことから、保育者にとって働きやすい環境も結果として保育の質の向上につながっていると考えられる。

## 5 考察及び今後の課題

保育の質について学会や国の政策等で盛んに議論の俎上に上り、研究者として保育に携わる人間として、その重要性は認識しながらも何か論理的な確証が得られないまま言葉だけが独り歩きをしているような感が否めなかった。そこで、今回国際的な動向や日本での研究の実態を整理し、幼児教育・保育の質の重要性について欧米の大規模調査や脳科学等の他分野における研究の視点に触れ、確認できたことは非常に有意義であったと考える。また、現場の実態を知ることにより、保育の質を決定するのは保育現場の実践であるという立場をより明確にできた。それは、研究者としての保育者に対する畏敬の念であり実践の歴史を尊重したいという思いの表れである。

現在、政治主導の政策が中心となっているが、研究者たちはこれで良いのだろうかと疑問に思い保育に関して手を携え何かをしなければというスタートラインに立っていると考える。本研究では、子どもを中心に考える現場の取り組みが保育の質の維持・向上につながっているという結論を得た。我々はこのことを念頭におきながら、我が国の保育のあり方を考え続けていかなければならない。

今後の課題としては、現場の実践についての調査・分析を深めることが挙げられる。今回は先行研究や他分野の研究の整理などから始めたため、現場の実践については4園の紹介のみに留まった。その中でも一定の成果は得られたと考えるが、今後さらに多くの園での調査を行うことで、より研究の意義が深まると考える。平成28年8月25日に東京大学の発達保育実践政策学センターによる「保育の質の保障・向上への取り組みに関する全国大規模調査」の結果が発表されたように、日本においてもエビデンスを示せるような調査研究が行われるようになってきた。しかし、保育の成果を何で示すのか、そもそも何をもちいてエビデンスとするのかについてもさらに議論を続け、日本における保育の質の重要性についての認識を深めていかなければならない。

さらに、我々研究者が所属する保育者養成校においては、質の高い保育の基盤には質の高い保育者の養成があることを念頭に、保育実践の現場でより質の高い保育を実践できる保育者を養成するための教育・研究に邁進しなければならない。

### 謝 辞

本研究を進めるにあたりご協力を賜りました、各保育園・幼稚園の先生方に心より感謝申し上げます。

## 参考・引用文献

- 民秋言 幼稚園教育要領・保育所保育指針の成立と変遷 萌文書林 2008
- 秋田喜代美監修 あらゆる学問は保育につながる 東京大学出版会 2016
- 秋田喜代美他 保育の質研究の展望と課題 東京大学大学院研究科紀要第47巻 2007
- 大宮勇雄 保育の質を高める ひとつの書房 2006
- 大宮勇雄 「保育の質」への人間関係論的アプローチ 福島大学教育学部論集第63号 1997
- 大宮勇雄 保育カリキュラムの「構造化」と子どもの生活経験の質 福島大学教育学部論集第60号 1996
- 福井恵子 描画における概念画について(1)日本教育心理学会総会発表論文集(14)1972
- 岩堂美智子, 吉田洋子 保育所乳児の発達課題の評価－保育の質の向上をめざして－ 日本家政学会誌第42巻8号 1991
- 金田利子他 「保育の質」の探求－「保育者－子ども関係」を基軸として ミネルヴァ書房 2000
- 泉千勢他 世界の幼児教育・保育改革と学力 明石書店 2008
- ジェームズ・J・ヘックマン 幼児教育の経済学 東洋経済新報社 2015

## 参考資料

- 大宮勇雄 リレー討論私の考える保育の質とはⅠ「保育の質を」をめぐる今日的論点 日本保育学会会報N0159 2014
- 利根川彰博 リレー討論私の考える保育の質とはⅡ子どもの学びを学ぶ保育者の物語 日本保育学会会報N0160 2014
- 北野幸子 リレー討論私の考える保育の質とはⅢポストモダンを目指して 日本保育学会会報N0161 2015
- 中山昌樹 リレー討論私の考える保育の質とはⅣ個と集団に関わる視点 日本保育学会会報N0162 2015
- 大豆生田 リレー討論私の考える保育の質とはⅤ家庭や地域との連携や参画の視点 日本保育学会会報N0163 2015

